

市第 65 号議案関連資料（横浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部改正）

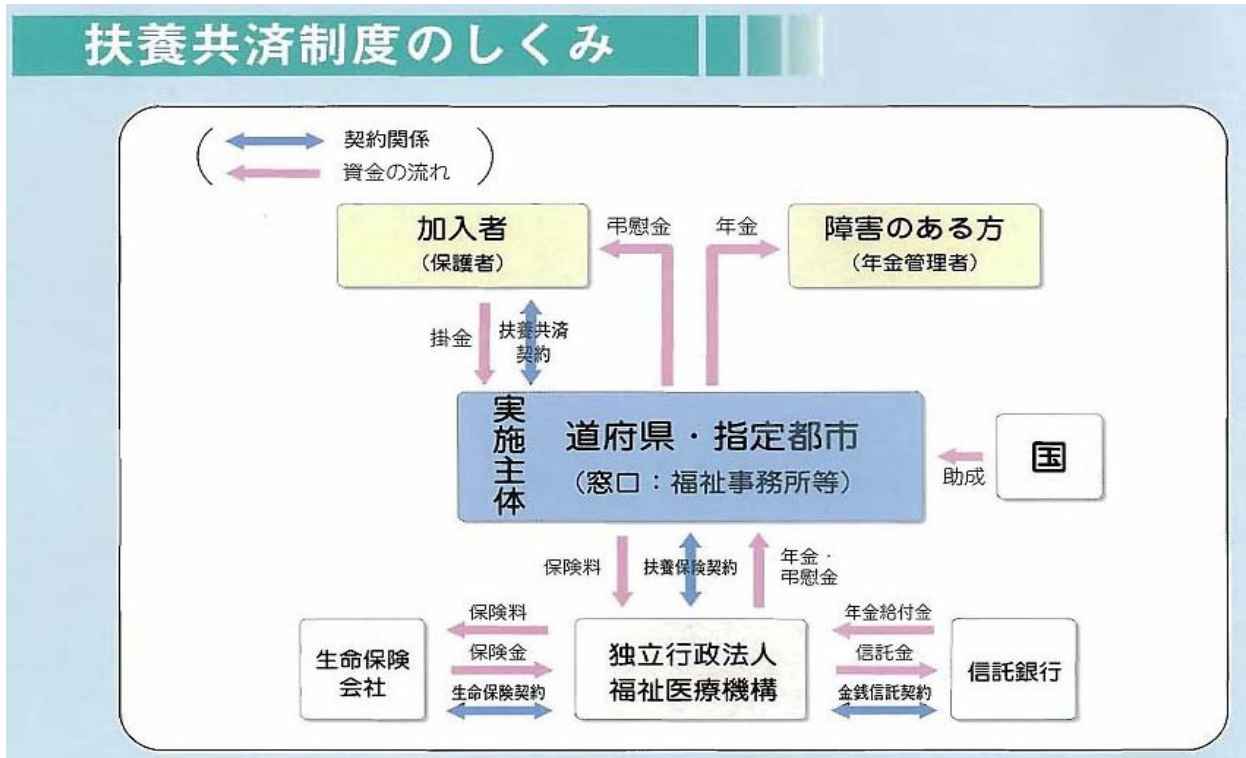
1 扶養共済制度の概要（独立行政法人福祉医療機構作成のパンフレットからの抜粋）

制度の概要

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

- (1) この制度は、障害のある方を扶養している保護者の方々の連帯と相互扶助の精神にもとづき、障害のある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害のある方の将来に対し、保護者がいたく不安の軽減を図る目的で生まれました。
- (2) この制度は、任意加入の制度です。
- (3) 道府県・指定都市が条例にもとづいて実施している制度であり、確実な保障が受けられます。
- (4) 加入者が他の道府県・指定都市に転出されても、転出先（東京都は除きます。）での申し込み手続きにより加入が継続されます。
- (5) 障害のある方1人につき2口まで加入できます。
- (6) 掛金は、所得税及び地方税とも全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

2 扶養共済制度のしくみ（独立行政法人福祉医療機構作成のパンフレットからの抜粋）



3 本市制度への加入者等の状況（平成 19 年 10 月現在）

加入者 984 人			年金受給者 485 人
掛金納付期間中の者 564 人		掛金納付期間満了者 420 人	
一般 413 人	減免対象者 151 人		

4 改正案の内容

- (1) 独立行政法人福祉医療機構法に規定する保険約款において、掛金、弔慰金及び脱退一時金の額の変更がなされたため、本市条例において規定する掛金、弔慰金及び脱退一時金の額の改正をします。
- (2) 市単独の減免について、平成 20 年 4 月 1 日以降の新規加入者への適用期間を原則通算 2 年までとする規定を設けます。
ただし、既加入者については現行制度を継続します。

5 改正案における改正後の掛金の額

	加入時年齢	現行掛金額	改正後掛金額	平成20年4月1日以降に新たに加入者となる方の掛金額
既加入者	35歳未満	3,500円	5,600円	9,300円
	35歳以上～40歳未満	4,500円	6,900円	11,400円
	40歳以上～45歳未満	6,000円	8,700円	14,300円
	45歳以上～50歳未満	7,400円	10,600円	17,300円
	50歳以上～55歳未満	8,900円	11,600円	18,800円
	55歳以上～60歳未満	10,800円	12,800円	20,700円
	60歳以上～65歳未満	13,300円	14,500円	23,300円

6 改正案における改正後の弔慰金及び脱退一時金の額

	加入期間	現行の弔慰金、脱退一時金	平成20年3月31日以前に加入されている方で見直し後の事由による弔慰金、脱退一時金	平成20年4月1日以降に新たに加入される方に係る弔慰金、脱退一時金	
既加入者	弔慰金	1年以上～5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
		5年以上～20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
		20年以上	100,000円	150,000円	250,000円
	脱退一時金	5年以上～10年未満	30,000円	45,000円	75,000円
		10年以上～20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
		20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

7 掛金の減免区分

要件	減免区分
加入者が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯に属する場合	免除
加入者が、前年度の市民税非課税世帯に属する場合	免除
加入者が、前年度の市民税所得割非課税世帯に属する場合(均等割のみ課税)	2分の1減額
前各号のほか、市長が特に認めた場合	免除または減額